

令和2年6月4日

新入生保護者各位

愛媛県立三崎高等学校長 川本 昌宏

奨学のための給付金について

新1年次生への4～6月分相当額の前倒し給付について

- ※ 返済の必要のない授業料以外の教育費を支援する制度です。
- ※ 高等学校等就学支援金とは異なる制度です。

愛媛県よりお知らせ文書が届きましたので、新入生全員に配布します。

7月1日基準ではなく、4月1日基準で3カ月分相当額を前倒しでの支給を希望される場合は、申請用紙をお渡ししますので事務室までお申し出ください。

なお、本給付金は保護者等が在住する都道府県において支給することになりますので、愛媛県外在住の方は、事務室もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

記

1 提出期限 令和2年6月19日（金）

2 提出先 三崎高等学校 事務室

3 留意事項

- (1) 保護者等全員の令和元年度（平成30年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）が対象です。
- (2) 前倒し給付はあくまで希望者についてのみ行うものであり、前倒し給付を受けた者が7～3月分相当額を受給するためには7月に再度申請が必要です。
- (3) 新入生並びに2，3年次生の該当の非課税世帯のご家庭に対して、通常の案内文書を配布する予定ですので、前倒し申請を希望しない場合は、今回申請する必要はありません。
- (4) 家計急変世帯への支援として、失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

愛媛県立三崎高等学校
事務室 寺尾 桂汰
Tel.0894-54-0550